

正

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）



## 産業廃棄物処理計画書

令和5年6月22日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

### 提出者

住 所 茨城県神栖市東和田 21 番地 3

氏 名 鹿島共同再資源化センター株式会社

代表取締役社長 西川 寧人

電話番号 0299-95-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島共同再資源化センター株式会社
事業場の所在地	茨城県神栖市東和田 21 番地 3
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	産業廃棄物処理業、電気業、熱供給業
②事業の規模	処理量：13885.05 t 発電量：5,306 MWH
③従業員数	45 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり（添付パンフレット参照）

（日本工業規格 A 列 4 番）

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

「別途のとおり」(添付廃棄物処理管理組織図参照)

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん						
	排 出 量	3939.19 t	796.32 t						
①現状	(これまでに実施した取組) 燃え殻中の水分除去による減量化 燃え殻中の金属くず除去による減量化及び金属くずの再利用化								
②計画	【目標】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業廃棄物の種類</th> <th>燃え殻</th> <th>ばいじん</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排 出 量</td> <td>2505 t</td> <td>449 t</td> </tr> </tbody> </table> (今後実施する予定の取組) 変更なし			産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん	排 出 量	2505 t	449 t
産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん							
排 出 量	2505 t	449 t							

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 燃え殻中の金属くずを可能な限り分別。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 変更なし

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
		【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん
	全処理委託量	3939.19 t	796.32 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1799 t	796.32 t
	再生利用業者への 処理委託量	2140.19 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(これまでに実施した取組)	

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん
②計画	全処理委託量	2505 t	449 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	655 t	399 t	
	再生利用業者への 処理委託量	1850 t	50 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
(今後実施する予定の取組)				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

# 資源循環型社会をめざして



鹿島共同再資源化センター

# ごみの大部分は、活用可能な資源です。

毎日排出されるごみや廃棄物は、世界的な課題となっている地球温暖化や環境汚染の防止、有限な資源の有効活用のため、これからはリサイクルや焼却熱の回収などにより積極的に活用が求められています。



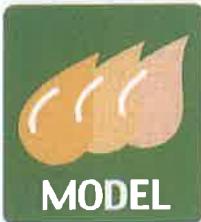
ごみや廃棄物は、さまざまな形で再利用可能な暮らしの資源です。

私たちは、毎日、多種多量のごみを排出しています。また、家庭ごみの数倍の廃棄物が、産業活動により排出されています。これらのごみ、廃棄物の中でリサイクルできず焼却処分される廃棄物についても、焼却熱の回収により積極的に活用していくことができます。回収した熱エネルギーは、発電や地域冷暖房などに利用することで、地域社会に役立つことができます。



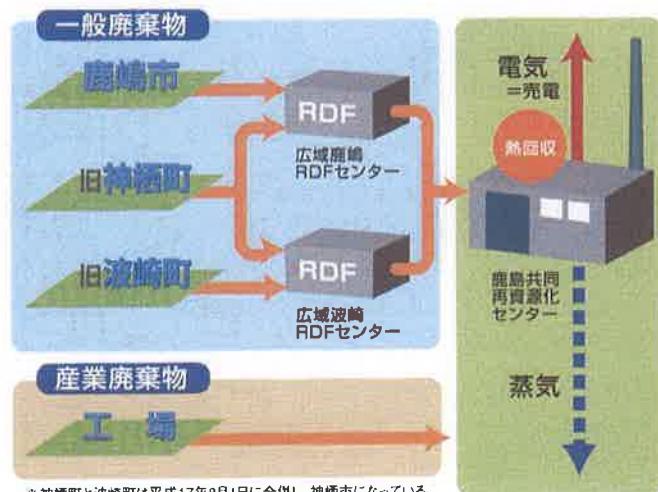
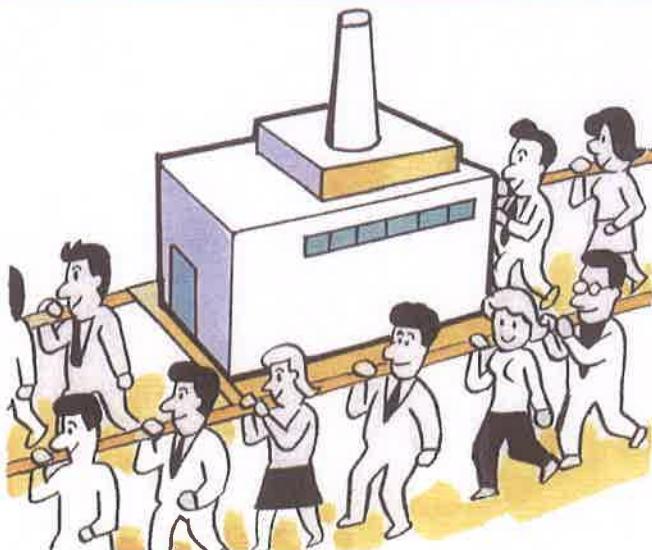
分別の徹底と適切な焼却管理によって、環境を汚染する有害物質の散逸を防止します。

廃棄物の焼却時に発生するダイオキシンは、800℃以上で完全燃焼させることにより防止することができます。SOxやNOxなどの有害物質についても最新の装置により除去します。その結果、個別に処理した場合に比べ、環境汚染物質の散逸を大幅に軽減します。地域のごみは地域で処理することが原則となる、これからの時代、当センターは地域社会の環境を守る最善のシステムです。



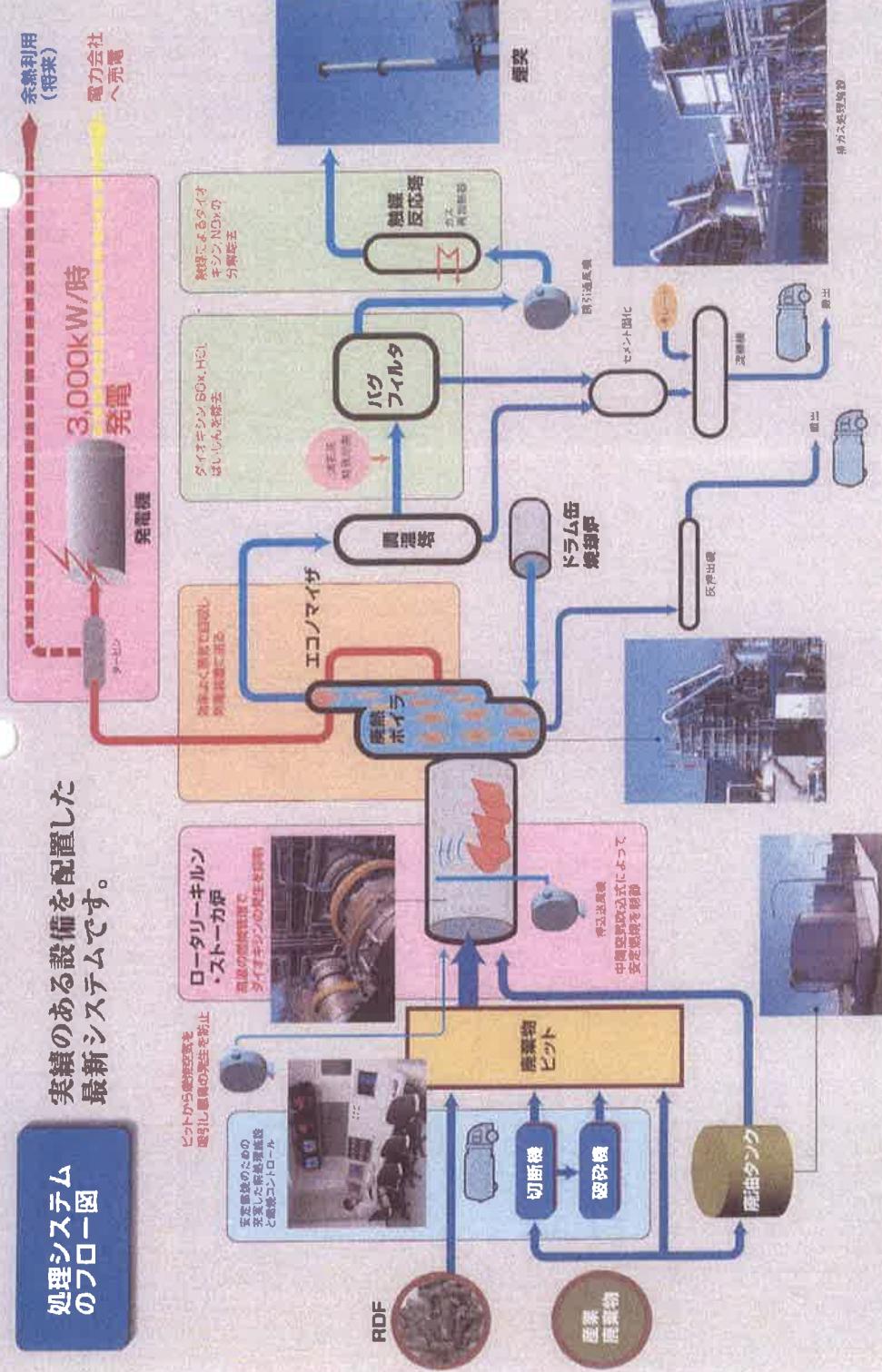
当センターは、地域社会と企業が一体となって運営する先駆的な資源循環型のモデル施設です。

当センターは、鹿島地区の2市(鹿島市、神栖市)から排出される可燃性の一般ごみからつくられたRDF(固体燃料)と、鹿島臨海工業地帯から排出される可燃性の廃棄物を焼却し、その熱エネルギーを回収して活用するという、資源循環型の先駆的なモデル施設です。



図システムのフローリング

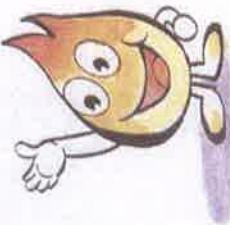
実績のある設備を配置した  
最新システムです。



卷之三

鹿島共同資源化センターは、地域社会と企業が一  
体となり、資源の有効活用と地域全体の大気環境の  
改善を目的に設立されました。

会社概要  
 企  
業  
名  
能  
爲  
共  
同  
再  
資  
本  
化  
セ  
ン  
タ  
ー  
株  
式  
會  
社  
  
 所  
在  
地  
茨  
城  
県  
神  
栖  
市  
東  
和  
田  
21  
番  
地  
3  
  
 資  
本  
金  
33億800万円  
  
 主  
要  
株  
主  
茨  
城  
県  
15%  
市  
民  
15%  
企  
業  
154社  
55%  
  
 会  
立  
平成10年12月1日  
設  
立  
平成13年3月31日  
資  
本  
増  
資  
額  
30,000m<sup>2</sup>  
地  
面  
積  
平成10年12月1日×2倍  
37,200t/日



省資源、  
温暖化防止に  
貢献します。



安在で遙かに地政学的の弊害をもたらすことは、より大切なセンターや発電所を攻撃する目的で、何千世帯分の電気配給網を損傷します。今までにみては、ここでも既知の形の有効活用は、省資源、温暖化防止にも貢献します。

定期的にチェックし、  
灰の適正な処理を行います。



転がる件用される燃焼灰は、焼却後燃露天です。専用スチールのアーフィルタで捕集し、セメント貯蔵庫に運び出します。各々の原は適切にキャリート処理化してから、ごみ焼却場へ運搬します。このごみ焼却場は、外部の廃棄物を燃露天で燃やすことを目的に作ります。

クリーンな大気、  
水を守る対策は  
万全です。



壁面管網に接続して、均質クリーン装置、悪臭防計付  
けを設け、排水が工事中の大気汚染物質濃度はもとより  
効率的に排出基準をクリア。効率的箇所で作業する  
他のアント排水は點別處理。排水は直接処理  
せしめます。クリーンな環境を行なう対策は  
今後ます。

RDFってなに？



RDFはRefuse Derived Fuel(廃棄物から得られた融解燃料)の略語です。これまで供給されてきた可燃性の一般ごみを資源化して、その水分量が10%以下になるとRDFは石油に近いエネルギーを含む融解燃料となります。

地球環境との共生をめざす  
新しい時代の施設です。



施設入口



燃焼コントロール室



ロータリーキルン

高温で燃焼する  
ロータリーキルン  
内部



発電機





## 鹿島共同再資源化センター株式会社

〒314-0102 茨城県神栖市東和田21番地3  
TEL.0299-95-1111 FAX.0299-95-1117

●施設の見学や事業に関するお問い合わせは、お気軽にどうぞ。

# 廃棄物処理管理組織図

